

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎市母子生活支援施設 ヒルズすえなが	評価対象年度	平成26年度
事業者名	事業者名 社会福祉法人 母子育成会 代表者名 理事長 深瀬 亮一 住所 川崎区本町1丁目1番地	評価者	こども福祉課長
指定期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日	所管課	市民・こども局こども本部 こども支援部こども福祉課

2. 事業実績

利用実績	入所世帯6 退所世帯17 年度末継続世帯11 / 施設定員 30世帯(うち2世帯は緊急一時保護枠) 年度末入所率39.3% 年間一時保護世帯5 平成25年度に比して入所世帯数は3世帯減少、退所世帯数について9世帯増加、一時保護世帯数も1世帯増。		
収支実績	(収入) 委託料 63,656,171円 雑収入 59,403円 寄附金 0円 合計 63,715,574円	(支出) 人件費 51,817,023円 事務費 6,708,660円 事業費 1,388,063円 その他 4,900,000円(経理区分間繰入) 合計 64,813,746円	
サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップ及び他施設との交流のための施設外研修への積極的な参加 ・安全確保のための不審者対策の強化、毎月の避難訓練実施。 ・一時保育や自立支援保育、母子保育、学童時への読み聞かせ、工作教室等、各種子育て支援の充実。 ・母への就労支援、心理カウンセリングの充実等。 		

3. 評価

分類	項目	着眼点	配点	評価段階	評価点
I 利用者の満足度	(1)適切なサービス提供	児童福祉法第23条第1項に基づく母子保護を適正に実施しているか。	15	3	9
		川崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例、児童福祉施設最低基準及び指定管理仕様書に基づいた支援が適切に実施されているか。			
法人・施設の理念、基本方針が明確化され、その達成に取り組んでいるか。					
サービスの提供にあたり、幼児や障がい者等にも配慮した運営を行っており、利用者の使いやすい工夫がなされているか。					
	(2)利用者満足度	アンケートの実施や意見箱の設置等、利用者の意見を聞く取り組みがなされており、日頃、市や区に大きな苦情等が寄せられていないか。	10	3	6
	(評価の理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営指針を事務所内に掲示し、いつでも内容を確認できるようにしている。 ・他都市からも積極的にDV被害世帯等の受入を実施している。 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例及び仕様書に基づいた支援が積極的実施されている。入所者にはヒアリングを行い、個別の就労支援や資格取得に向けた計画を作成している。 ・一時保育、自立支援保育を実施し、親子参加行事を定期的に実施する等、母親への子育て支援にも積極的に取り組んでいる。さらに、学習支援員による学習支援、子ども会活動や子どもを対象としたレクリエーションを実施するなど、子どもへの支援の充実がみられる。 ・母への就労支援にも積極的に取り組み、ハローワークの元職員を就労支援員として配置し、就労支援を行っており、約6割の母親が就労している。 ・地域の老人会のボランティアによる和太鼓の指導や施設の管理をお願いするなど、地域との交流も図られている。また、学生の実習受け入れも積極的に行っており、施設を社会資源として十分に活用させている。 ・平成26年度中、施設の処遇に関する若干の苦情や意見が寄せられた。 			
II 収支計画・実績	(1)収支的的確性	計画に基づく適正な支出が行われているか。	5	3	3
		費用対効果は適切か、管理の効率化は図られているか。			
		管理運営経費はその内訳も含めて妥当であり、適正に執行されているか。			
	利用者から直接徴収する利用料等の設定が妥当か。				
	(2)会計処理的的確性	社会福祉法人会計基準に準じた会計処理が適正になされているか。	5	3	3
経常経費の収支差額の取扱が国の通知等に基づき適正になされているか。					
	(評価の理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者から徴収する利用料は、生活保護世帯等低所得世帯は光熱水費の実費分のみである。 ・社会福祉法人会計基準に即した会計処理がなされている。 ・概ね予算に基づき計画的に執行がなされているが、収支差額に関しては、施設環境の充実等、利用者支援に積極的に還元することが望まれた。 			

Ⅲ サービス向上及び業務改善	(1) サービス向上の取組み	利用者の意見・要望を踏まえ、サービス向上に向けた取組がなされているか。	10	4	8
		業務の自己点検を行い、サービス向上に向けた取組がなされているか。			
Ⅳ 組織管理体制	(2) 利用者の意見・要望への対応	利用者の意見・要望に対し必要な体制がとられ、対応がなされているか。	10	3	6
		<p>(評価の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを積極的に受け入れ、レクリエーションや、学習支援、施設の管理など、入所者の生活の向上に活かしている。 ・サービス向上にむけて、大人用と子ども用の意見箱が設置されている。第三者委員を設置・周知し、より公正な苦情受付体制とられている。 ・サービス向上のため、毎朝のミーティング、定期的な職員会議の開催等、職員間の情報共有、意見交換を積極的に実施している。 ・平成23年度から3年を置いて、福祉サービス第三者評価を受審する等、業務の自己点検に努めている。 ・日頃から入所者の要望等を把握するために、職員担当制を実施し、信頼関係構築に努めている。 			
Ⅳ 組織管理体制	適正な人員配置	仕様書に定めた事業実施に必要な人数、専門性を備えた職員が配置されているか。	10	3	6
	職員の資質向上	職員の意欲、知識、技能等の向上に向けた取り組みとして、研修等を適切に実施している。(研修について、複数のテーマ設定がなされ、多様な階層への実施が図られている。)	10	4	8
	安全・安心への取組	入所者の健康管理が適正に行なわれているか。	10	3	6
		防火、防災、防犯、事故防止等に対するマニュアルを作成し、職員への周知を図るとともに避難訓練を適切に実施し、緊急事態の対応に備えているか。また、職員による防犯設備の点検及び巡回を行うなど危機管理が適正に行なわれているか。			
	職員の労働条件・労働環境	労働法規等を順守して適正な勤務体制がとられているか。	10	3	6
職員の労働条件・労働環境の管理が適正に行なわれているか。					
<p>(評価の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数・有資格者数等必要な人員配置がとられており、母子支援員は基準(常勤3名)を上回る人数(常勤5名、非常勤1名)を配置しているが、夜間の指導員の宿直については、仕様書に定める条件に達していない事例が見られた。 ・職員の資質向上については、所内外の研修、学習会の実施及び交流の実施など積極的な取り組みが見られた。 ・仕様書に基づいた入所者の健康管理が適正に行なわれている。 ・防犯、防災、防火等の安全管理は、マニュアルが整備され、毎月の防災訓練と複数の不審者対策、地域警察との連携等の防犯対策が行われている。ハード面でも、防犯カメラの運用や夜間の見廻りのなど、入所者の安全に配慮している。 ・職員の労働条件等については、給与規定が整備され、一定の給与水準が確保されるなど、適正に保持されている。 					
Ⅴ 適正な業務実施	施設・設備の保守管理	設備・設備の機能維持に向けた保守点検、清掃、修繕等が適切に行なわれているか。	5	3	3
		備品管理が適正に行なわれているか。(必要な備品の整備がなされ、その備品管理の状況が報告されている)			
<p>(評価の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の保守点検、清掃等に関して、おおむね適正に管理が行われているが、修繕に関して、入所者の居室環境整備の面で若干の課題もみられた。 ・年度ごとに備品整理簿を作成し適正な管理に努めている。 					

4. 総合評価

評価点合計	64	評価ランク	C
-------	----	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

DV被害者や被虐待児の割合が増加傾向にあるなか、様々な課題を持った母子世帯に対し、安心した生活が送れるよう、専門職を活用した支援が行われ、緊急一時保護にも適切に対応した。

・仕様書の業務内容を基本とし、積極的な支援(就労支援、退所後支援、未就園児保育の実施、母子保育、親子参加行事、学童の生活支援、自主的な子ども会活動、不審者対策等の安全確認、地域との交流、社会資源の活用)を実施し、所内外の研修により職員のスキルアップを図り、様々な課題を抱えた利用者への支援に取り組んでいるが、夜間の支援員宿直体制など一定の課題も見られた。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

・27年度から指定管理者が交替し、新たな体制による管理運営となるが、これまでの母子生活支援の取組を継承しつつ、引続き、入所者との信頼関係構築及び要望等の把握に努め、更なる支援向上につなげていくことや、施設の経年変化に対応した居室、共用スペース等の施設環境の整備が今後の課題となる。

・DV被害者(児)については平成22年3月に策定された川崎市DV被害者支援基本計画等に基づき、必要に応じて個別的なケアを引続き実施していくことが望まれる。

・指定管理料の収支差額の取扱いについては、施設の安定運営を図りつつも、運営法人の過大な保有とならないよう、入所者の支援により還元されるような検証・指導が必要である。